

新型コロナウイルス感染症対策について(令和5年3月定例会)

令和5年3月定例会における新型コロナウイルス感染症対策については、3月9日から12日については、令和4年12月定例会と同様の取り組みを継続し、13日以降については、国のマスク着用の考え方の見直し等に基づき、次のとおり行うもの。

1 取り組みを継続するもの

- (1) 委員会室、会派控室、事務室等の適切な換気等
- (2) 手指衛生の徹底
- (3) 体温の計測及び発熱者の入庁制限
- (4) 市歌の斉唱の中止
- (5) 第2質問以降の発言者席（以下、発言者席）の設置
- (6) 議場への飲料水の持ち込み
- (7) 委員会における着席場所の変更
- (8) 委員会における執行部説明員を原則課長以上とする
- (9) 本会議・委員会の傍聴について
 - ア 緊急事態宣言が発令中の期間
傍聴の自粛を求める
 - イ 緊急事態宣言が発令されていない期間
感染防止対策を講じた上で、傍聴を認める

2 取り組みを変更するもの

(1) 【変更前】議場、委員会室等におけるマスク（不織布マスク推奨）の着用

※ 演壇では、マスクを着用せずに発言を可とする。

【変更後】個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。

ただし、感染が大きく拡大している場合には、一時的にマスクの着用を求めることがある。

(2) 【変更前】発言者席におけるマスクの着用

【変更後】個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。

ただし、感染が大きく拡大している場合には、一時的にマスクの着用を求めることがある。

3 取り組みを終了するもの

(1) 演壇及び説明員席へのつい立の設置

(2) 演壇におけるアルコール消毒の実施